

「復興支援員」制度について

制度の概要

- 目的: 被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体: 被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間: 概ね1年以上 ※平成28年6月16日付総行応第228号「復興支援員推進要綱の一部改正等について(通知)」において、「最長5年の期間」としていた復興支援員の活動期間を「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」に延長。
- 総務省の支援

①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度～)

⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)*+活動費(必要額)を措置

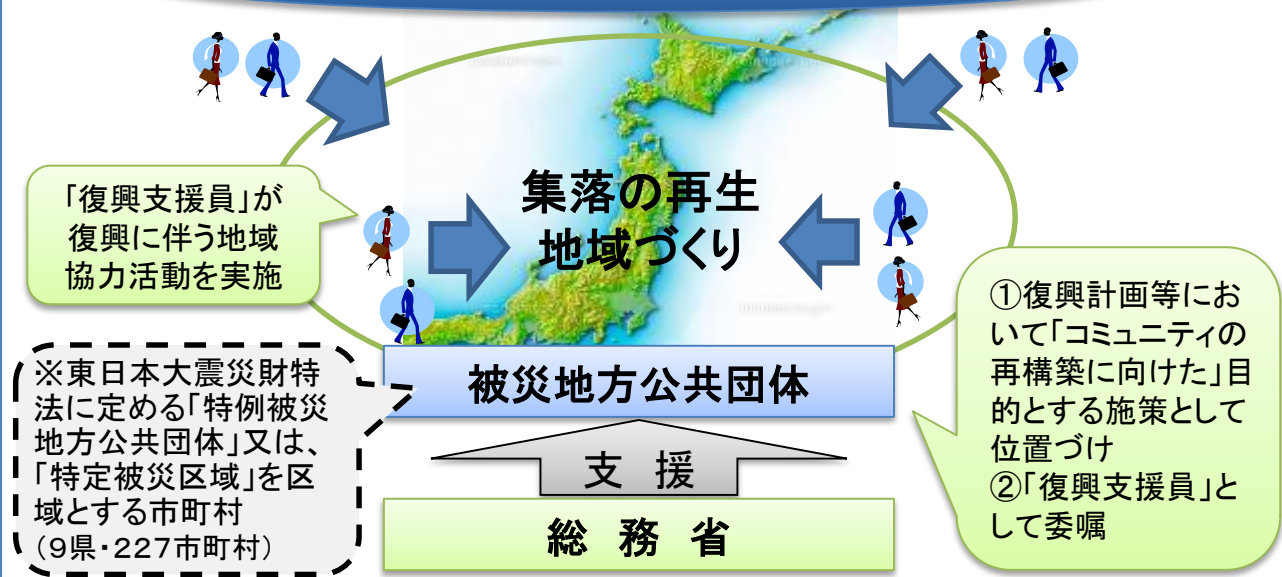
※参考: 地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、

募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数: 444名(平成28年度復興特交算定ベース) 27団体(3県・24市町村)

被災地域内外の人材を募集、受入れ



復興に伴う地域協力活動の例

- 被災者の生活支援、見守り・ケア等 (当該活動と一体として行う相談業務を含む。)
 - ・話し合いの場づくり
 - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
 - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこし活動の支援
 - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
 - ・都市との交流事業実施応援等
 - ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場製品の販売等
- 集落のビジョン策定

※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める

平成28年度 福島県内の復興支援員取組状況

10団体(1県9市町村)165名(平成28年度復興特交算定ベース)

○ 見守り・ケア活動に従事する復興支援員 6団体(1県5市町)108名

団体名	人数	従事場所 (県内:34名、県外:74名)	具体的な活動内容
福島県 (県事業)	46名	県内:7名 県外:39名(1都8県)	戸別訪問を行い、生活状況を伺っているほか、生活支援等に関する避難者の相談窓口対応を行っている。 また、住民同士が交流するための場を企画・開催している。
田村市	12名	県内:12名(市内)	帰還した住民の生活の課題を把握するために、独居高齢者や行政区長への訪問ヒアリングを実施し、行政と情報を共有している。また、住民が地域について考える場をセッティングし、住民グループの立ち上げへと結びつけている。
富岡町	12名	県内:6名(町内) 県外:6名(埼玉県)	町内では、応急仮設住宅において避難者を戸別訪問し、イベント開催を通じて住民同士の交流の機会を創出している。県外においては、電話での現況確認や戸別訪問のほか、出張サロンを開催し、コミュニティの形成に結びつけている。
大熊町	6名	県内:6名(いわき市)	避難先で近くに避難している町民を知りたい、会いたい等のニーズを受け、交流会などを通じて、各地に避難している町民同士をつなぎ、避難先での町民コミュニティの立ち上げ及び活動支援を行っている。
双葉町	5名	県内:3名(全域) 県外:2名(埼玉県)	復興支援員が町民のニーズを把握し、住民同士の交流会の開催のサポートを行っている。町民との協働による交流会等を通じ、最終的には町民自らの力でコミュニティを維持・発展できるように、町民と協働しながら支援活動に取り組んでいる。
浪江町	27名	県外:27名(7県)	町民宅を戸別訪問し、悩みや要望等のヒアリングを行っているほか、サロンや、趣味を通じた交流会等を実施している。加えて、町と連携しながら、避難者の生活再建に向け、政策や税金等に関する電話相談を行っている。